（案）

千葉県「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく不利益処分等事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）（以下「法」という。）に基づく不利益処分について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項に規定する処分基準を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において使用する用語の意義は、行政手続法及び法に定めるところによる。

（行政指導）

第３条　遊漁船業者又は遊漁船業団体が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるときは、次の各号のいずれかの指導等を行う。

一　指導　遊漁船業者又は遊漁船業団体が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるときであって速やかに改善が可能な場合

二　警告　遊漁船業者又は遊漁船業団体が、前号の規定による指導に従わず、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した状態が一定期間継続している場合

（不利益処分の適用）

第４条　前条の規定による行政指導によっても迅速な改善のための措置がなされない場合は、その内容に応じて、不利益処分を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく不利益処分を行うことができる。

一　行政指導による改善が期待できないことが明白である場合

二　法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合

三　海上保安部等の捜査により犯罪事実が明白であり、不利益処分を行うことが相当であると認められる場合

（処分基準）

第５条　法第 20 条、第 21 条第 1 項各号、第 26 条及び第 27 条の規定に該当する違反の内容並びに当該違反の内容に対応する不利益処分の内容は、「別表　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準」に規定する。

（違反行為の併合）

第６条　不利益処分を受けていない複数の違反行為について不利益処分を行う場合は、当該違反内容のうち最も重い不利益処分の内容によるものとし、その序列は重いものから登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令（遊漁船業団体の場合は、指定の取消し、改善命令）とする。

（不利益処分内容の加重）

第７条　事業停止命令の期間（以下「処分期間」という。）について、聴聞の結果等により次表の左欄のような事由があるときには、同表右欄の範囲内において加重することができる。加重した後の処分期間が 180 日を超える場合は、登録の取消しとする。

なお、加算する処分期間に１日に満たない端数が生じたときは、これを１日とする。

事　由	加　重　の　範　囲
違反行為を行った日前 5 年間に不利益処分を受けていた事実があること	60 日
複数の違反行為を行ったこと	最も長い処分期間に、他の違反行為に対する処分期間の２分の１の日数を全て加算
違反行為が計画的であること	最も長い処分期間の２分の１の日数を加算
違反行為に対する反省の態度が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること	最も長い処分期間の２分の１の日数を加算
違反行為がもたらした結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの	10 日

（不利益処分内容の軽減）

第８条　違反行為において、聴聞の結果等により次のいずれにも該当すると認められるときには、不利益処分内容の軽減を行うことができる。

一　当該登録期間中において過去に同一の違反行為により不利益処分を受けていないこと

二　法令違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努める見込みがあること

三　他に重要な法令違反行為が認められないこと

四　被害者の損害が回復されていること

２　不利益処分内容を軽減するときは、次の各号のとおり軽減する。

一　不利益処分の内容が登録の取消しの場合　180 日の事業停止命令

二　不利益処分の内容が事業停止命令の場合　対象となる処分期間の２分の１の日数を減じる。なお、算出された期間に１日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（加重軽減の順序）

第９条　同時に不利益処分内容を加重し、又は軽減するときは、次の順序による。

一　加重

二　軽減

（不利益処分の手続）

第１０条　不利益処分に係る手続については、行政手続法及び千葉県聴聞及び弁明の

機会の付与に関する規則（平成 6 年千葉県規則第 54 号）に基づいて処理を行うものとする。

（不利益処分の履行確認）

第１１条 業務改善命令又は改善命令を行ったときは、改善を命じた事項について、改善報告書を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。

２ 事業停止命令を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。

（不利益処分の公表）

第１２条　不利益処分を行った場合は、法第22条の規定によりその事実を公表する。

（関係機関への通知）

第１３条　不利益処分を行った場合は、必要に応じ、その処分の内容について、関係する都道府県及び海上保安部等に連絡する。

（附則）

この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

平成 16 年 3 月 30 日一部改正

令和 8 年　月　　日一部改正

別表　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準

番号	違反内容	該当条項	処分内容	参考（司法処分）	
				罰則	該当条項
1	登録事項の変更の届出義務違反	第7条第1項	事業停止30日	罰金 100 万円以下	第35条第1号
2	業務規程の変更の届出義務違反	第8条	事業停止30日	罰金 100 万円以下	第35条第2号
3	遊漁船業務主任者選任義務違反	第12条	事業停止45日	罰金 100 万円以下	第35条第3号
4	遊漁船業務主任者業務遂行義務違反	第12条	業務改善命令		
5	気象情報の収集等義務違反	第14条	業務改善命令		
6	利用者名簿の備置義務違反	第15条	事業停止15日	罰金30万円以下	第36条第1号
7	採捕に関する制限等の周知義務違反	第16条	業務改善命令		
8	標識の掲示等義務違反	第17条第1項	事業停止15日	罰金30万円以下	第36条第2号
9	名義貸禁止違反	第18条第1項	登録の取消し	拘禁刑3年以下、罰金 300 万円以下	第33条第3号
10	事業貸渡等禁止違反	第18条第2項	登録の取消し	拘禁刑3年以下、罰金 300 万円以下	第33条第4号
11	事故の報告義務違反	第19条	業務改善命令	過料50万円以下	第38条第2号
12	利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるとき（法第12条、第14条、第16条、第19条及び第23条のいずれかに違反するものを除く）	第20条	業務改善命令		
13	業務改善命令違反	第21条第1項第1号	［利用者の安全に係るもの］事業停止45日	拘禁刑1年以下、罰金 150 万円以下（法人）罰金1億円以下	第34条第1号（法人）第37条第1号
			［上記以外］事業停止30日	罰金 100 万円以下	第35条第4号

14	事業停止命令違反	第 21 条 第 1 項 第 1 号	登録の取消し	拘禁刑 1 年以下、罰金 150 万円以下	第 34 条 第 2 号
15	不正の手段による登録	第 21 条 第 1 項 第 2 号	登録の取消し	拘禁刑 3 年以下、罰金 300 万円以下	第 33 条 第 2 号
16	登録拒否要件の該当（法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 8 号から第 13 号のいずれかに該当するもの）	第 21 条 第 1 項 第 3 号	登録の取消し		
17	登録拒否要件の該当（法第 6 条第 1 項第 14 号から第 16 号のいずれかに該当するもの）	第 21 条 第 1 項 第 3 号	事業停止 60 日		
18	利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	第 23 条	業務改善命令	過料 50 万円以下	第 38 条 第 3 号
19	報告及び立入検査拒否等	第 29 条 第 1 項	事業停止 45 日	罰金 100 万円以下	第 35 条 第 5 号
20	遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認められるとき	第 26 条	改善命令		
21	遊漁船業団体の改善命令違反	第 27 条	指定の取消し		